

福岡県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、福岡県知事（以下「知事」という。）が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定基準 法第54条第1項第1号から第3号までに規定する基準をいう。
- 二 審査機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。

(認定申請)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号、以下「省令」という。）第41条第1項（法第55条第1項の規定による場合は省令第45条）に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

- 2 法第54条第2項の規定による申出（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）をしようとする者は、前項に定める申請書及び図書のほか、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本1通を併せて知事に提出するものとする。

(審査機関の技術的審査)

第4条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が、法第54条第1項第1号から第3号に掲げる基準に適合していることについて、審査機関による技術的審査を受けることができる。

- 2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、審査機関が発行する認定基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の写しを申請書に添付

することができる。

- 3 前項に定める適合証は、次の各号に掲げる申請の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる機関が発行したものであること。
 - 一 住宅のみの用途に供する建築物、又は複合建築物における住戸が認定対象の場合
登録住宅性能評価機関、又は指定確認検査機関であつて登録住宅性能評価機関であるもの
 - 二 前号以外の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関、又は指定確認検査機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの
- 4 2項の規定により添付する適合証は、第1項に掲げる基準の全てについて、適合していることを証したものでなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第5条 省令第41条第1項の他所管行政庁が必要と認める図書は別表「認定申請に必要な図書」(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、認定申請取下届(様式1)の正本1通及び副本1通を知事に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築等の取りやめ)

第7条 低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする者は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様式2)の正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第8条 知事は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

(審査の委託)

第9条 知事は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請があつた場合は、第4条第1項の規定により技術的審査を受けた場合を除き、認定に係る審査の一

部を、審査機関に委託することができる。

(知事以外の者の指示による申請書等の補正)

第10条 前条の規定により、知事が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、知事は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(報告の徴収)

第11条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築の工事を完了したときは、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）に従い、原則として認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式4-1）に建築士による工事監理報告書等の必要図書を添えて、これによりがたい場合は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式4-2）に建築工事の施工者による建築物の建築工事を完了した旨の報告書（様式4-3）等の必要書類を添えて、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を知事に報告しなければならない。

2 法第56条により知事から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書（様式5）を提出しなければならない。

(改善命令)

第12条 法第57条の改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善に関する命令書（様式6）により行うこととする。

(認定の取消し)

第13条 法第58条の規定による認定の取消しは、知事が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式7）により行うこととする。

(集約都市開発事業計画に関する事務等)

第14条 法第10条第2項の協議をしようとする市町村長が知事に提出する図書については、第3条第1項を準用するほか、第4条第2項の適合証を添付するものとする。

2 法第10条第4項の通知（法第11条第2項の規定により準用する場合を含む。）をしようとする市町村長が建築主事に提出する図書については、第3条第2項の規定を準用する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第15条 法第10条第9項又は法第54条第8項の規定により、建築物のエネルギー消費性

能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合の手続きについては、別途知事が定めるものとする。

(手数料における面積算定)

第16条 福岡県建築都市関係手数料条例（平成12年福岡県条例第39号）第2条別表第79項の金額欄の第2号及び第3号、又は第80項の金額欄の第2号及び第3号における面積の算定について、次の各号に該当する部分は除外する。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第2の工場等の倉庫並びに屋外駐車場又は駐輪場の室用途として計算を行った部分
- 二 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第2の室用途の区分に類似の室用途が存在しない室の部分
- 三 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和元年経済産業省・国土交通省・環境省告示第72号）第2第2項2-3(2)口を採用する場合の住宅の共用部分

(その他)

第17条 前条までの規定により難しい場合は、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

別表（認定申請に必要な図書：第5条第1項関係）

	(ア)	(イ)
(1)	第4条第1項の規定により審査機関の審査を受けた場合	第4条第2項に定める適合証の写し等 (注1)
(2)	法第54条第3項の通知（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は法第10条第4項の通知（法第11条第2項の規定により準用する場合を含む。）があった場合において、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合	・ 指定構造計算適合性判定機関が発行する適合判定通知書の写し ・ 建築基準法施行規則第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類 (注2)
(3)	その他	認定の審査において必要と認める書類

(注1) 以下のいずれかの書類とする。

- ・ 様式8による審査機関が発行する認定基準に適合していることを証する技術的審査適合証の写し
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合していること）の写し

(注2) 知事が法第9条（法第11条第2項により準用する場合を含む。）又は法第53条（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定をするまでの間に提出。

様式 1

認定申請取下届

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

下記の低炭素建築物新築等計画の認定申請については、福岡県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第6条の規定に基づき取り下げます。

記

1 認定申請受付番号

第 号

2 認定申請受付年月日

年 月 日

3 建築物の位置

福岡県

4 確認の特例の有無(法第54条第2項の申し出又は法第10条第4項の通知)

有 ・ 無 (確認年月日 年 月 日 確認番号 第 号)

5 取り下げの理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。

2 ※欄は記入しないで下さい。

様式 2

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

申出者 住 所

氏 名

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、その認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、福岡県認定低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第7条の規定に基づき申し出ます。

記

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 建築物の位置

福岡県

4 確認の特例の有無(法第54条第2項の申し出又は法第10条第4項の通知)

有 ・ 無 (確認年月日 年 月 日 確認番号 第 号)

5 認定建築主の氏名

6 理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

1 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。

2 ※欄は記入しないで下さい。

様式 3

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

下記の低炭素建築物新築等計画の申請については、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定をしないこととしたので、福岡県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第8条の規定に基づき、これを通知します。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置 福岡県

4 理由

様式 4-1

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、福岡県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置 福岡県
- 4 低炭素建築物新築等計画に基づき、建築の工事が完了したことを確認した建築士等
資 格 () 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
- 5 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。
- 3 「5 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
- 4 建設住宅性能評価書、工事監理報告書等、低炭素建築物新築等計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付して下さい。

様式 4-2

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、福岡県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置 福岡県
- 4 認定建築主の氏名
- 5 工事中の軽微な変更の内容
- 6 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者
施工者の名称
建設業の許可番号
主任技術者の氏名

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。
- 3 「5 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
- 4 様式4-3「建築物の建築工事を完了した旨の報告書」を添付して下さい。

様式 4-3

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称
建設業の許可番号
主任技術者氏名

下記の建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事が完了しましたので、福岡県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 建築物の所在地 福岡県
- 2 発注者の氏名
- 3 建築工事の完了の日

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

様式 5

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告の求めのあった下記の低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の状況について、福岡県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置 福岡県
- 4 建築物の状況

--

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 4の項目については、別紙(必要に応じて図面等を添付)とすることができます。
- 3 ※欄は記入しないで下さい。

様式 6

改善に関する命令書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

下記の低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

- | | |
|---------------|-------|
| 1 認定番号 | 第 号 |
| 2 認定年月日 | 年 月 日 |
| 3 認定に係る建築物の位置 | 福岡県 |
| 4 命ずる措置 | |
| 5 改善の期限 | |

様式 7

認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条第1項第1号の規定に基づき、下記の低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、福岡県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第13条の規定に基づき、これを通知します。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置 福岡県
- 4 理由

様式 8

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
適合証

(依頼者の氏名又は名称) 殿

(審査機関名) 印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置 福岡県
- 2 建築物の名称
- 3 市街化区域等 市街化区域 区域区分のない都市計画区域(用途地域指定有)
- 4 認定申請先の所管行政庁名 福岡県
- 5 建築物の用途 一戸建ての住宅 共同住宅等 非住宅建築物 複合建築物
- 6 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕若しくは模様替え
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 7 申請の別 建築物全体 住戸 建築物全体及び住戸
- 8 適合することを確認した認定基準の区分
- 法第54条第1項第1号関係
- 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
- 一次エネルギー消費量に関する基準
- その他の基準
- 法第54条第1項第2号関係(基本方針)
- 法第54条第1項第3号関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	
審査員氏名	

*この様式によりがたい場合は、審査機関が交付する様式を使用することができる。ただし、上の1～7の項目、8のうち適合することを確認した認定基準の区分(法54条第1項第1号関係の全ての項目は必須とする)、適合証交付年月日及び適合証交付番号を含むものとする。